第38回 平川公民館まつり
中富秋祭り（中富地区まちづくり協議会）

11月14日(土) ▶ **11月15日(日)**

9:30-16:00　9:30-15:00

平川交流センター（平川公民館）
住所：袖ケ浦市横田115番地1

15日に！ こども餅つき体験会 つきたてお餅プレゼント

おまつり広場

14日 10：00-15：00
15日 10：00-14：30



キッチンカー・出店
焼きそば、焼き鳥
和菓子、野菜など

竹とんぼ（14日のみ）



キッズネイル（15日のみ）





路線バスの乗り方教室
チョイソコガウラ 展示
（15日のみ）

太鼓など演奏・体験
14日 12：30－



横田熊野神社祭りばやし保存会

催したくさん！

中富今昔クイズラリー
クイズで景品ゲット！

喫茶コーナー
スコーン
ドリンク等販売

健康体力測定会
我が家＆実家の未来チェック

チャリティーマッサージコーナー

展示

こども作品展・一般作品展示
中川小学校・平川中学校・
百目木どろんこ保育園・
一般作品（書道・折り紙など）

サークル等展示
書道・凧・短歌 他

かしま人形パネル展

14日(土)

発表
- 芸能発表　10:00-12:00
- 中川小合唱発表　10:00-

体験・遊び
- オリジナル年賀状づくり
 ①10:00-11:00　②12:00-13:00
- 化石レプリカづくり
 ①10:30-11:10　②11:20-12:00
- 袖ケ浦ジュニアオーケストラ楽器体験　13:00-14:00
- 竹とんぼ飛ばし　14:30-16:00
 ※竹とんぼは、おまつり広場でGET！
- 生活ヨガ体験
 ①13:15-14:15　②14:30-15:30

図書館
- かみのおはなやさん　10:00-12:00
- えほんのひろば　10:30-11:00

15日(日)

プレゼント企画
新鮮野菜プレゼント！
「引換券」を14日に配布します。

発表
- 平川中吹奏楽部演奏　13:00-13:30

体験・遊び
- オリジナル年賀状づくり
 ①10:00-11:00　②12:00-13:00

スポーツ体験
- スポーツ体験会
 ボッチャ&ペットボトルモルック　9:30-11:00
- バドミントンまとあて　11:30-
- 卓球体験　11:30-
- 紙ヒコーキ飛ばし大会　13:30-14:30
- みんなでミニゲーム　14:45-15:00

その他
- 健康体力測定会　終日
- 囲碁大会　10:00-15:00

主催：平川公民館まつり実行委員会・袖ケ浦市教育委員会　共催：中富地区まちづくり協議会　後援：袖ケ浦市文化協会

つなげよう　豊かなふるさと　心のきずな

販売＆体験

※出し物・販売については、
なくなり次第終了となります。

【14日・15日】
・焼きそば　・イカ焼き
・おにぎり　・フランクフルト
・おでん　・いなり寿司
・和菓子　・チョコバナナ
・わたあめ　・ポップコーン
・わらび餅ドリンク
・射的　・ヨーヨー釣り
・スーパーボールすくい
など

【14日のみ】
・クリームパン
・太巻き寿司
・花（AMのみ）
・竹とんぼ（雨天時：PM　1F会議室）
など

【15日のみ】
・キッズネイル
・こども餅つき体験会
・路線バスの乗り方教室、チョイソコガウラ 展示（晴天時のみ）　など

ボッチャ＆ペットボトルモルック



頭と体を使って、ぴたっと狙え！
ルールを知らない人も、運動が得意ではない人もかんたん楽しく遊べます。

中富ふれすぽクラブ

バドミントンまとあて



道具：貸出

ねらって、スマッシュ！
シャトルをまとにあてて景品をゲットしよう！初めての方も大歓迎。
みんなの挑戦待ってます！

平川公民館登録サークル

卓球体験



道具：貸出

楽しくピンポン！
ラケットを使って、みんなでラリーを続けよう。お友だちと一緒に気軽に楽しみましょう。

平川公民館登録サークル

化石レプリカづくり

各回先着15名！



※小学校3年生以下は保護者同伴

本物の化石をつかって型を取り、ウレタン樹脂で化石レプリカをつくります。出来上がったレプリカは、油性マジックで色を付けて本物そっくりの化石フィギュアに！

中川小学校

オリジナル年賀状づくり



キレイに字を書くコツを伝授！
筆ペンやカラーペンで、文字やイラストを描いて年賀状をつくろう。つくった年賀状は切手を貼って、送れるよ。

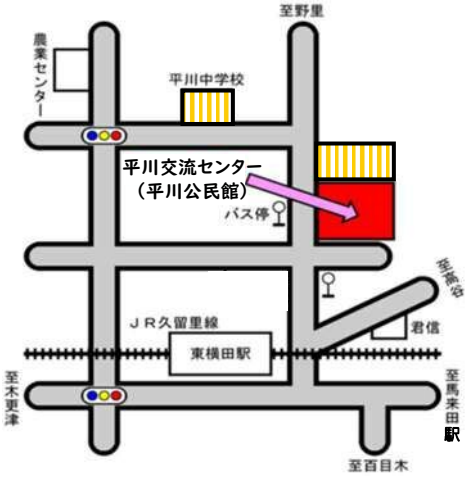
平川書道サークル

生活ヨガ体験会



ヨガマットorバスタオル、飲み物と汗拭きタオルを持って、動きやすい服できてください。
みんなでゆったり体を動かしてみよう！

なでしこヨガサークル



アクセス（問い合わせ）

〒299-0236
袖ケ浦市横田115番地1
平川交流センター（平川公民館）
☎0438-75-2195

【自家用車】…　部分
・平川交流センター北側駐車場（平川消防署向かい側）
・平川中学校臨時駐車場
※駐車場に限りがありますので、相乗りでの来館にご協力ください。

市ホームページ
情報適宜更新中！

※内容等は、変更となる場合があります。

回　覧

袖中消第１３６３号
令和８年１０月１４日

市政協力員　様

袖ケ浦市長　粕　谷　　智　浩
（公印省略）

住宅用火災警報器設置促進を目的とした戸別訪問について（お知らせ）

平成２０年６月１日から**すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。**住宅用火災警報器は火災の発生を警報音や音声で知らせることにより、住宅火災の「逃げ遅れ」による被害の軽減に役立ちます。

つきましては、下記のとおり消防職員が各住宅を訪問し、住宅用火災警報器に関する設置状況の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

記

１　調査日時　令和８年１１月１４日（土）・１１月１５（日）
　　両日とも、9 時から 11 時 30 分、13 時 30 分から 15 時 30 分頃まで
２　調査地区　神納一区出津分区
　　神納東区第一分区
３　調査方法　玄関前で消防職員による設置状況等の聞き取りを行います。

【お知らせ】当日は、在宅してお待ちいただく必要はありません。
　　また災害や悪天候のため訪問できない場合は、１１月１６日（月）から１１月２２日（日）の間に消防職員が訪問し設置状況の聞き取りを行います。

※　警報器の取り付けをお手伝いします

住宅用火災警報器は天井面などの高所に取り付けることから、取付けが困難な６５歳以上の高齢者のみで構成された世帯の方は、戸別訪問時に別紙申請書をご用意しますので、必要事項を記入し消防職員にお渡しください。取付け作業をお手伝いします。

なお、６５歳以上でひとり暮らしの方は、高齢者支援課の事業でも住宅用火災警報器を設置することが可能です。

対象となる方は高齢者支援課（６２－３２１９）まで問い合わせてください。

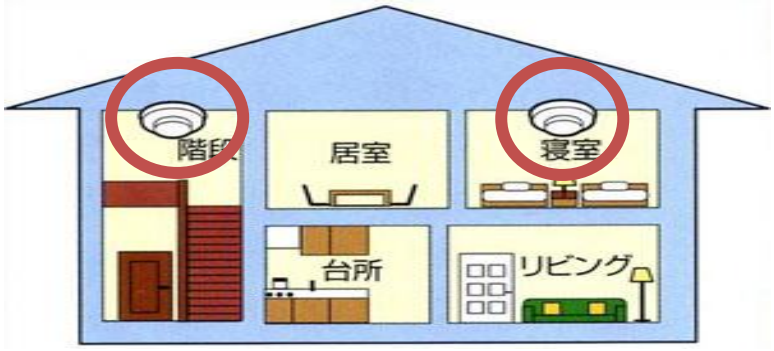
問い合わせ
袖ケ浦市消防本部中央消防署
〒299-0261　袖ケ浦市福王台 4-10-7
電話　0438－64－0165

【設置場所】

○　寝室

○　２階以上に寝室がある場合は、階段上の天井

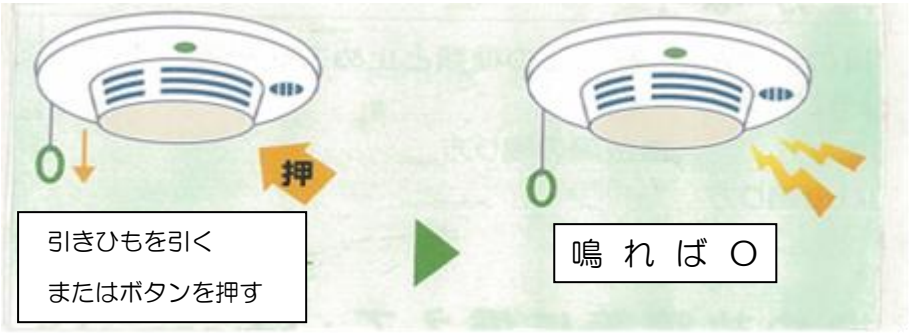
※台所や居間などには設置義務はありませんが、取り付けをおすすめします。



【点検及び清掃】

「いざ」というときに住宅用火災警報器が正常に動作するよう、日ごろから点検や清掃をしておきましょう。

◎点検方法（機種により点検方法が異なります。）



月に１回は作動点検をしましょう!

また、次のときも必ず作動点検をしてください。

□　初めて設置したとき　　□　設置場所を変えたとき

□　清掃をしたとき　　□　長い間留守にしたとき

□　故障や電池切れの疑いがあるとき

◎清掃方法

住宅用火災警報器に埃やクモの巣がつくと、火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布で汚れを拭き取りましょう。

【悪質な訪問販売には十分ご注意を！】

消防職員を装って販売などを行う悪質業者にご注意下さい。消防署が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。

回　覧

袖平消第８９０号
令和８年９月２８日

市政協力員・地区代表　様

袖ケ浦市長　粕　谷　　智　浩
（公印省略）

住宅用火災警報器設置促進を目的とした戸別訪問について（お知らせ）

平成２０年６月１日から**すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。**住宅用火災警報器は火災の発生を警報音や音声で知らせることにより、住宅火災の「逃げ遅れ」による被害の軽減に役立ちます。

つきましては、下記のとおり消防職員が各住宅を訪問し、住宅用火災警報器に関する設置状況等の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

記

１　調査日時　令和８年１１月１４日（土）・１１月１５日（日）
両日とも、9時から11時30分、13時30分から15時30分頃まで

２　調査地区　滝の口区・滝の口ファミリータウン自治会

３　調査方法　玄関前で消防職員による設置状況等の聞き取りを行います。

【お知らせ】当日は、在宅してお待ちいただく必要はありません。
また災害や悪天候のため訪問できない場合は、１１月１６日（月）から１１月２０日（金）の間に消防職員が訪問し設置状況の聞き取りを行います。

※　警報器の取り付けをお手伝いします

住宅用火災警報器は天井面などの高所に取り付けることから、取付けが困難な７０歳以上の高齢者のみで構成された世帯の方は、戸別訪問時に別紙申請書をご用意しますので、必要事項を記入し消防職員にお渡しください。取付け作業をお手伝いします。

なお、６５歳以上でひとり暮らしの方は、高齢者支援課の事業で住宅用火災警報器を設置することが可能です。

対象となる方は高齢者支援課（６２－３２２５）まで問い合わせてください。

問い合わせ
袖ケ浦市平川消防署
〒299-0236
袖ケ浦市横田213
電話　0438-75-3116

【設置場所】

○　寝室

○　２階以上に寝室がある場合は、階段上の天井

※台所や居間などには設置義務はありませんが、取り付けをおすすめします。



【点検及び清掃】

「いざ」というときに住宅用火災警報器が正常に動作するよう、日ごろから点検や清掃をしておきましょう。

◎点検方法（機種により点検方法が異なります。）



月に１回は作動点検をしましょう!

また、次のときも必ず作動点検をしてください。

□　初めて設置したとき　　□　設置場所を変えたとき

□　清掃をしたとき　　□　長い間留守にしたとき

□　故障や電池切れの疑いがあるとき

◎清掃方法

住宅用火災警報器に埃やクモの巣がつくと、火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布で汚れを拭き取りましょう。

【悪質な訪問販売には十分ご注意を！】

消防職員を装って販売などを行う悪質業者にご注意下さい。消防署が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。

回　覧

袖長消第１１１１号
令和８年１０月１４日

市政協力員・地区代表　様

袖ケ浦市長　粕　谷　　智　浩
（公印省略）

住宅用火災警報器設置促進を目的とした戸別訪問について（お知らせ）

平成２０年６月１日から**すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。**住宅用火災警報器は火災の発生を警報音や音声で知らせることにより、住宅火災の「逃げ遅れ」による被害の軽減に役立ちます。

つきましては、下記のとおり消防職員が各住宅を訪問し、住宅用火災警報器に関する設置状況の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

記

１　調査日時　令和８年１１月１４日（土）
　　令和８年１１月１５日（日）
　　両日とも、９時から１１時３０分、１３時３０分から１５時３０分頃

２　調査地区　代宿第５分区
　　代宿第６分区

３　調査方法　玄関前で消防職員による設置状況等の聞き取りを行います。

【お知らせ】**当日は、在宅してお待ちいただく必要はありません。**
また災害出動時や悪天候のため訪問できない場合は、１１月１６日（月）から１１月２２日（日）の間に消防職員が訪問し設置状況の聞き取りを行う場合があります。

※　警報器の取り付けをお手伝いします

住宅用火災警報器は天井面などの高所に取り付けることから、取付けが困難な６５歳以上の高齢者のみで構成された世帯の方は、戸別訪問時に別紙申請書をご用意しますので、必要事項を記入し消防職員にお渡しください。取付け作業をお手伝いします。

なお、６５歳以上でひとり暮らしの方は、高齢者支援課の事業で住宅用火災警報器を給付することが可能です。

対象となる方は高齢者支援課（６２－３２２５）まで問い合わせてください。

問い合わせ
袖ケ浦市消防本部長浦消防署
〒299-0265　袖ケ浦市長浦 580-146
電話　0438－62－9728

【設置場所】

○　寝室

○　２階以上に寝室がある場合は、階段上の天井

※台所や居間などには設置義務はありませんが、取り付けをおすすめします。



【点検及び清掃】

「いざ」というときに住宅用火災警報器が正常に動作するよう、日ごろから点検や清掃をしておきましょう。

◎点検方法（機種により点検方法が異なります。）



月に１回は作動点検をしましょう!

また、次のときも必ず作動点検をしてください。

□　初めて設置したとき　　□　設置場所を変えたとき

□　清掃をしたとき　　□　長い間留守にしたとき

□　故障や電池切れの疑いがあるとき

◎清掃方法

住宅用火災警報器に埃やクモの巣がつくと、火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布で汚れを拭き取りましょう。

【悪質な訪問販売には十分ご注意を！】

消防職員を装って販売などを行う悪質業者にご注意下さい。

消防職員が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。

住宅用火災警報器の取り付けをお手伝いします

住宅用火災警報器（以下「警報器」）は、火災の発生を警報音や音声などにより、いち早く周囲に知らせることができるものですが、天井面などの高所に設置することから、高齢者の方などでは取り付けが難しい場合があります。

そこで、平成２８年６月から警報器の取り付けが困難な世帯を対象に取り付けのお手伝いを行う事業をスタートさせます。

警報器本体の購入は申請者の負担となりますが、世帯の中で取り付けられないときは、消防にご相談ください。

１．対象者

市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する世帯とします。

(1) ６５歳以上の高齢者のみで構成された世帯

(2) その他消防長が必要と認めた世帯

※障害をお持ちの方や取り付けが困難と思われる世帯に対しても消防長が認めた場合は取り付けを行います。

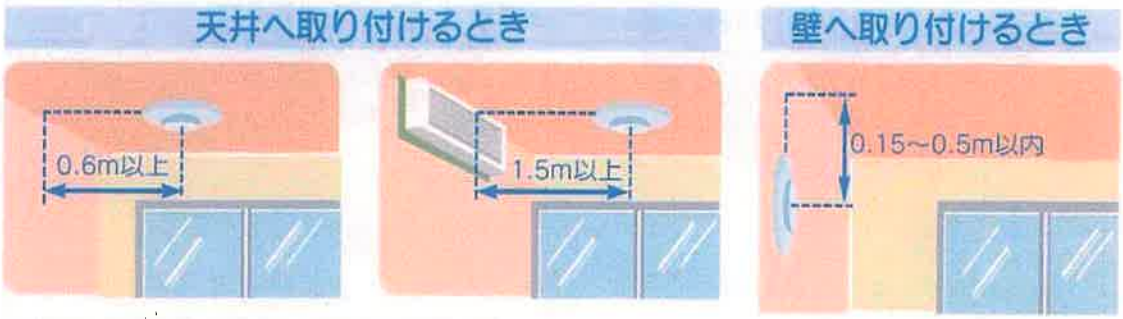
２．申請書　　様式第１号（袖ケ浦市高齢者宅住宅用火災警報器設置申請書）に必要事項を記入し消防本部予防課へ提出してください。

３．設置者　　訪問日を調整後、消防団員又は消防職員が設置に伺います。

４．設置場所

〇寝室

〇寝室が２階以上の場合は、寝室と階段



●壁またははりから60cm以上離れた位置
●換気口、エアコンなどの吹出し口から1.5m以上離れた位置

●天井から下方へ15～50cm以内の位置

お問い合せ先

袖ケ浦市消防本部（予防課）　電話　0438-64-0119

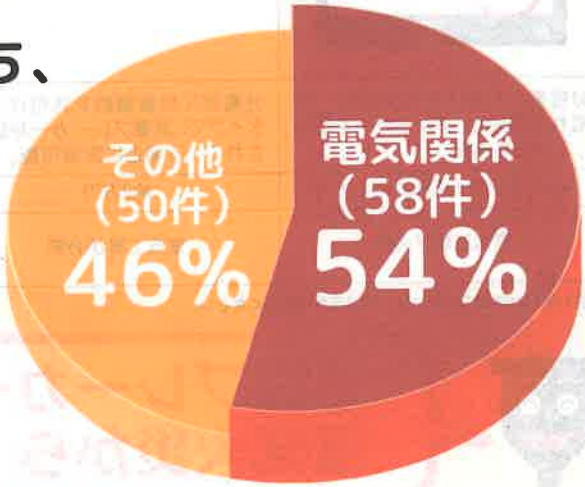
今すぐ
対策を！



地震による
電気火災
対策を！

感震（かんしん）ブレーカー
が効果的です！

東日本大震災における本震
による火災全111件のうち、
原因が特定されたものが
108件。
そのうち過半数が
電気関係の出火でした。



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災　火災等調査報告書」より作成

詳しくは裏面をご覧ください！▶

地震が引き起こす電気火災とは？

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

⚠「電気火災の事例（その1）」

地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。 ▶ 停電した状態から通電し、ストーブが作動。 ▶ 紙類に着火 火災が発生。



⚠「電気火災の事例（その2）」

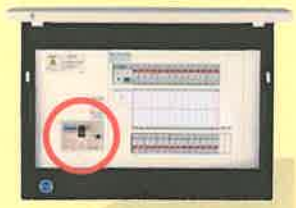
家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。 ▶ 通電の瞬間、コードがショート。 ▶ 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。



感震ブレーカーとは？

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5，000円～2万円	3，000円～4，000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

（注）住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。

感震ブレーカーを設置して電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】
経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関１丁目３番１号
TEL (03)-3501-1742
経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html
内閣府ホームページ
http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html

内閣府　消防庁 Fire and Disaster Management Agency　経済産業省

2015年11月版

袖 土 建 第 962 号
令 和 8 年 10 月 14 日

関係各位

袖ケ浦市長　粕谷　智浩
（公印省略）

このたび市では、下記のとおり工事を実施します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

お　知　ら　せ

1．工　事　名　危機管理型水位計及び河川監視カメラ設置工事（準用河川大月川）

2．工事箇所　袖ケ浦市川原井地先（裏面のとおり）

3．工　　期　令和８年７月２４日から令和９年１月１２日

4．施工時期　令和８年１１月上旬から１１月中旬頃（１週間程度）

詳細日時が決まりましたら、請負者より工事のお知らせのため、設置箇所周辺のお宅に伺うことがあります。

5．工事内容　大雨に備えて河川に水位計と監視カメラを設置します。

6．交通規制　片側交互通行

※交通誘導員の指示に従い通行してください。

※午前９時から午後５時まで

7．受 注 者　日本コムシス株式会社千葉営業所　現場代理人　佐藤

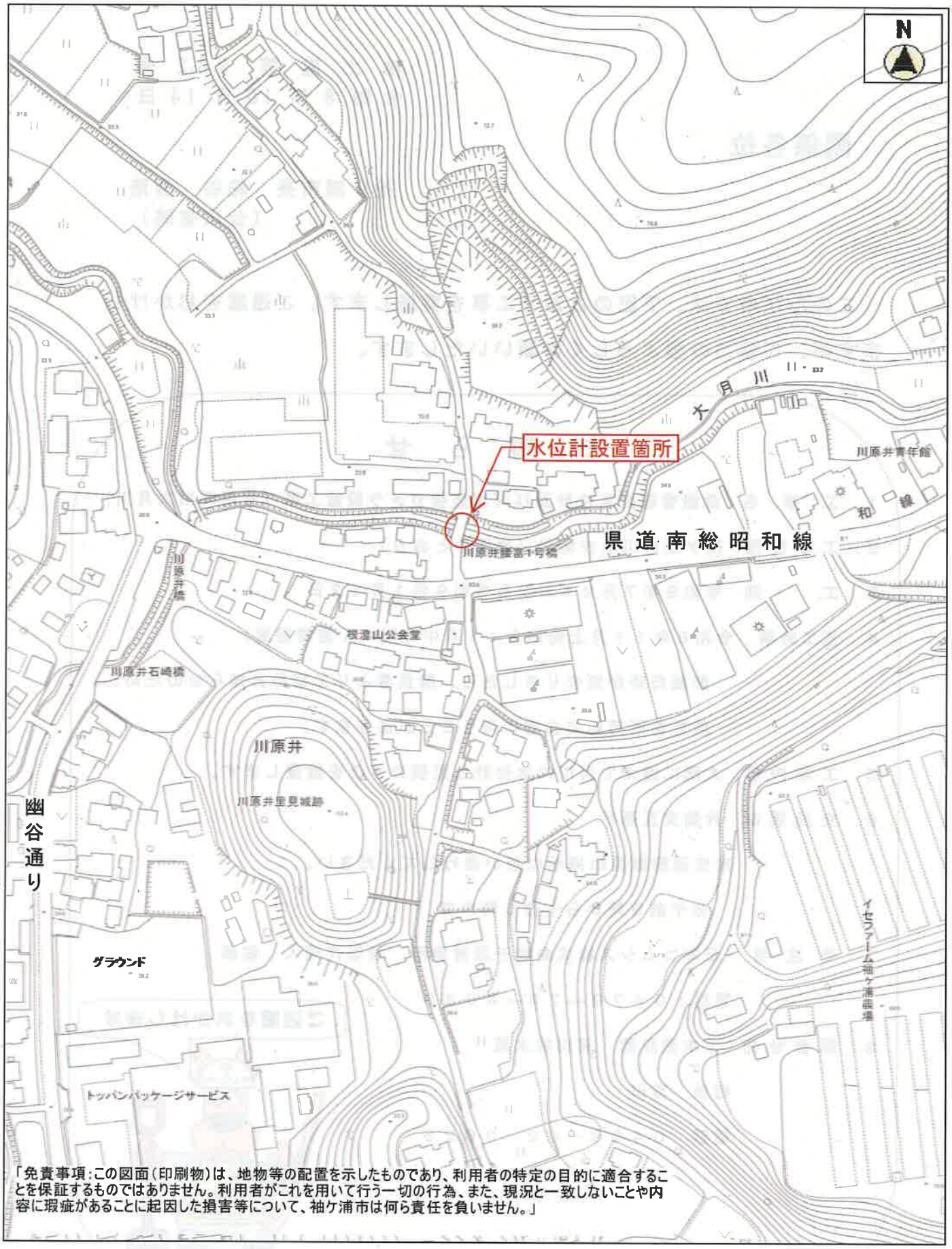
電話：０４７９―７８―８０８５

8．問合せ先　土木建設課　河川排水班

担当　吉田

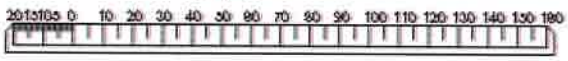
電話　０４３８－６２－３６２５





「免責事項:この図面(印刷物)は、地物等の配置を示したものであり、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。利用者がこれを用いて行う一切の行為、また、現況と一致しないことや内容に瑕疵があることに起因した損害等について、袖ケ浦市は何ら責任を負いません。」

縮尺 1:2500



ほっと一息サロン
開催のお知らせ



皆様のご参加お待ちしています！

※安全に開催する為、悪天候や感染症の流行時には中止となる場合があります

日　　時	令和８年１１月１２日（木） １０：００～１１：００
場　　所	のぞみ野第一自治会館
対象の方	地域で暮らす概ね６５歳以上の方
内　　容	お楽しみゲーム 市民後見そでがうら出前講座（１５分程度）
参 加 費	１００円（当日お支払いください）
参加方法	お気軽にお越しください。
連 絡 先	①袖ケ浦市社会福祉協議会（住所：飯富１６０４） ☎０４３８-６３-３８８８（平日8:30～17:15） ②根形地区社会福祉協議会　齋藤 ☎０９０-１６９３-２０７８（平日9:00～17:00）

主催　根形地区社会福祉協議会